

当事者に対して
執行可能謄本を交付する。

フランス共和国
フランス国民を代表して

パリ控訴院

第4部 - 第13号法廷
(旧第2部 - 第1号法廷)
2021年6月8日付判決
(全10ページ)

登録番号 : RG番号 19/00872 - ポルタリス番号 35L7-V-B7D-B7CUZ

裁判所に付託された決定 : 2018年12月17日の判決 - パリ大審裁判所 - RG番号 17/06214

控訴人

X氏

1998年、マリ生まれ

弁護士スリム・ベン・アシュール事務所に居住

75008 パリ

パリ弁護士会所属のREGNIER - BEQUET - MOISAN 法律事務所のブルーノ・レニエ弁護士が代理人 (登録番号 : L0050)

パリ弁護士会所属のSELARLU CABINET SLIM BEN ACHOURのスリム・ベン・アシュール弁護士が補佐 (登録番号 : CJ 077)

被控訴人

国家司法代理人

ルイーズ・ワイス通り6番地

75703 パリ CEDEX 13

パリ弁護士会所属のNORMAND & ASSOCIES法律事務所のグザビエ・ノルマン・ボダール弁護士が代理人 (登録番号 : P0141)

パリ弁護士会所属のNORMAND & ASSOCIES法律事務所のローラ・ジョヴァンノーニ弁護士が補佐

権利擁護人の出席

パリ弁護士会所属のニコラ・デマール弁護士が代理および補佐 (登録番号 : A997)

パリ控訴院検事

オルフェーヴル河岸34番地 75001 パリ

裁判所の構成 :

2021年4月6日に公開審理において、本裁判所により審理が行われた。

第1部長：〇〇氏

部長：〇〇氏

評議官：〇〇氏

本件に関する評議が行われ、民事訴訟法第804条の規定に基づき、〇〇氏（部長）によって審理報告が提出された。

審理中の書記官：〇〇氏

判決：

- 矛盾判決
- 判決は裁判所書記局にて閲覧可能とされ、当事者にはフランス民事訴訟法第450条第2項の規定に基づき事前に通知された。
- 部長裁判官および書記官の立会いのもと、文書に署名された。

2017年3月1日午後8時頃、フランス国籍でモロッコ系の17歳のY氏、フランス国籍でコモロ系の18歳のZ氏、およびフランス国籍でマリ系の18歳のX氏は、ブリュッセルからの列車を降りたY氏およびホームの終端から駅構内に入ったZ氏とX氏が、北駅構内で警察による身元確認を受けた。3名とも検査終了後に解放された。

彼らは、他の15名の最終学年の学生と共に、教師および教育補助員に同行し、欧州機関を見学する2日間の学校旅行から帰る途中であった。

2017年3月21日付の受領確認付き書留で、X氏とその2人の友人は内務省に対して1週間以内に身元確認の理由を説明するよう求めたが、返答はなかった。

自身が出自に基づく差別的な身元確認の被害者であると考えたX氏は、他の2人の学生と共に、2017年4月13日にパリ大審裁判所において国家司法代理人および内務大臣を被告として訴訟を提起した。

2018年12月17日に下された判決において、裁判所は以下の通り判断した。

- 権利擁護官の任意的介入を受理する。
- 内務大臣の責任を免除する。
- 原告の請求を棄却する。
- X氏に訴訟費用の支払いを命じる。

2019年1月11日付の陳述書により、X氏はこの判決に対して控訴した。

2021年3月15日付の最終陳述書において、X氏は裁判所に以下の通り求めた。

- 控訴を認容し、第一審判決を破棄すること。

- 自身が受けた身元確認が、その出自および/または身体的特徴、または実際もしくは推定される民族、国家、人種への帰属または非帰属に関連する場合、国家が過失を犯したことを宣言すること。
- 非財産的損害に対する補償として30,000ユーロの支払いを国家に命じること。
- フランス民事訴訟法第700条に基づき、5,000ユーロの支払いを国家に命じること。
- 第一審および控訴審における全ての訴訟費用をフランス国家に負担させ、控訴審における費用については民事訴訟法第699条に基づき、REGNIER BEQUET MOISAN法律事務所に支払うよう命じること。

2021年3月31日付で通知および提出された最終陳述書において、国家司法代理人は裁判所に対し以下の通り求めた。

- X氏が提出した証拠番号81および82は英語で記載され、フランス語訳が添付されていないため、主要な根拠として却下すること。
- X氏の控訴は根拠がなく、その全ての請求および主張も根拠がないと宣言すること。
- 予備的に、請求を棄却すること。
- 仮に裁判所が国家の責任を認めた場合でも、請求額をより公平な水準に減額すること。
- 民事訴訟法第700条に基づき、X氏に1,500ユーロの支払いおよび全ての訴訟費用の支払いを命じること。

2011年3月29日法第33条の規定に基づき、権利擁護官は2021年3月9日付の書面による意見と一致する意見を、同年3月12日に書記官事務所で受領された上で、審理において陳述した。

2021年2月22日付の検事意見は以下の通りである。

- 2018年12月17日の第一審判決の原則を支持すること。
- 控訴人の請求を棄却すること。
- 予備的に、損害賠償額をより公平な水準に減額すること。

調査は2021年4月6日付の命令により終了した。

外国語で作成された2つの文書について X氏が提出した証拠番号82（証拠番号81および83ではない）は英語で記載されており、フランス語訳が添付されていないため、訴訟手続から除外される。

国家の責任について 重大な過失について、裁判所は以下の通り認定した。

- 身元確認が、実際または想定された出自に関連する身体的特徴に基づいて、事前の客観的な正当化なく実施された場合、それは明白に差別的な性質を持ち、重大な過失を構成する可能性がある。

- 欧州人権裁判所、破棄院および国務院と同様に、差別事案においては立証責任の調整が行われ、差別被害を主張する者はその主張の重大性を立証する証拠を提出し、国家は待遇の差異が存在しないこと、またはそれが差別とは無関係の客観的な要因によって正当化されることを証明する必要がある。
- 本件において、クラス内の3人の生徒に対してテストが実施されたことから、同様の状況に置かれた生徒が合理的な正当化なしに異なる扱いを受けたかどうかを確認する必要がある。
- 本件において、クラスの説明に基づくと、教師が全ての生徒を外国出身であると述べているため、X氏の実際または推定される人種的または民族的出自に基づく差別は認められない。
- X氏は大型の旅行鞆を所持しており、ドラッグ密輸の防止および取り締まりの目的で、タリス列車から降車する際に乗客の確認を正当化した。
- 公共の秩序維持という正当な目的のもとで実施された確認は、出自に基づく差別を伴うものではなく、検察官の指示により無作為の確認のみが実施可能であったため、警察が3人の生徒のみを確認したことについて非難することはできない。

外国語で作成された2つの文書について

X氏が提出した証拠番号82（証拠番号81および83ではない）は英語で記載されており、フランス語訳が添付されていないため、訴訟手続から除外される。

国家の責任について

重大な過失について

裁判所は以下の通り認定した。

- 身元確認が、実際または想定された出自に関連する身体的特徴に基づいて、事前の客観的な正当化なく実施された場合、それは明白に差別的な性質を持ち、重大な過失を構成する可能性がある。
- 欧州人権裁判所、破棄院および国務院と同様に、差別事案においては立証責任の調整が行われ、差別被害を主張する者はその主張の重大性を立証する証拠を提出し、国家は待遇の差異が存在しないこと、またはそれが差別とは無関係の客観的な要因によって正当化されることを証明する必要がある。
- 本件において、クラス内の3人の生徒に対してテストが実施されたことから、同様の状況に置かれた生徒が合理的な正当化なしに異なる扱いを受けたかどうかを確認する必要がある。
- 本件において、クラスの説明に基づくと、教師が全ての生徒を外国出身であると述べているため、X氏の実際または推定される人種的または民族的出自に基づく差別は認められない。
- X氏は大型の旅行鞆を所持しており、ドラッグ密輸の防止および取り締まりの目的で、タリス列車から降車する際に乗客の確認を正当化した。

- 公共の秩序維持という正当な目的のもとで実施された確認は、出自に基づく差別を伴うものではなく、検察官の指示により無作為の確認のみが実施可能であったため、警察が3人の生徒のみを確認したことについて非難することはできない。

X氏は以下のように主張する：

- 第一審の裁判官は、差別の禁止に関連する立証責任の調整メカニズムを適切に適用せず、適用しているかのように装っている。
- 「顔認証による確認」と呼ばれる確認手続はフランスにおいて現実のものであり、統計的研究によって確認され、国際機関および政府間組織、さらには国家当局によっても認識され、非難されている。
- 自身が提出した14の陳述書は、受けた身元確認の状況を記述しており、差別的動機は自身および同行した証人によって直ちに確認されており、差別の推定を立証する証拠となる。
- 国家司法代理人は、差別と無関係な客観的要素を報告していない。
- 警察官が事実発生からほぼ2か月後に作成した報告書は、証拠価値に欠け、事件の事実に関連せず、多くの矛盾を含んでおり、録音記録や2人の同僚の証言による裏付けもないにもかかわらず、裁判所はこの国家から提出された唯一の要素を根拠に身元確認を正当化したことは誤りである。
- 第一審裁判官が維持した警察官による身元確認の正当化理由は、控訴人が所持していた大きな鞆の存在であったが、列車から降車する人物に対して少なくとも意外な理由であり、特にその鞆は実際には大きくなく、学校旅行はブリュッセルでの1泊のみであったことから、正当性に欠ける。
- 国家は、実施された身元確認の理由に関する具体的な証拠を提供できていない。
- 行政は「顔認証による確認」を実施した警察官の不正行為について責任を負うものであり、これは警察当局が「通常の確認」の有効性に疑問を呈している時期に長期間にわたり存在している実務であるため、特に重大である。

国家司法代理人は以下のように反論する：

- 裁判所に提出された陳述書は、民事訴訟法第202条の要件を満たしておらず、一部は日付が記載されておらず、他は署名がなく、同じ学校グループのメンバーからのものであり、利害関係の共同体を構成している。
- 控訴人が主張する差別の推定を立証する証拠は、これらの陳述書からは導き出せない。
- 控訴人が主張の根拠とする国際機関による研究および一般報告は、差別的待遇の存在を証明する十分な証拠とはならず、統計データのみでは、証人の証言による待遇の差異が確認されない限り、差別的確認の実態を立証することはできない。
- クラス内の男子生徒5人中3人が確認を受けたという事実は、差別が存在したことを証明するものではなく、差別的基準が存在するならば、他の男子生徒も確認を受けべきであった。
- 問題となっている確認は、いかなる差別的要素も含まない客観的基準に基づいて実施された。

- 2017年4月27日付の警察官の報告書によれば、控訴人に対して身元確認を実施する決定に至った基準は、控訴人が学校グループから孤立していたこと、控訴人が大きな鞆を所持していたこと、アムステルダムとパリを結ぶタリス路線における麻薬取引が多いこと、さらにパリおよびベルギーが高いテロの脅威にさらされていたことである。

権利擁護官は、2016年11月9日の破棄院の判決で確認された立証責任の調整原則および差別的な身元確認が行われた場合に効果的な救済を保証するために裁判官が証拠規則を柔軟に適用する必要性を強調する。

権利擁護官は以下の点を指摘する：

- 裁判官が差別の存在を確認するために比較対象を用いる場合、控訴人と同じ状況にありながら保護された属性を共有しない人物との待遇を比較すべきであり、第一審の裁判官は確認時に駅のプラットフォームにいた他の人々を比較対象とするべきであり、クラスの生徒を選ぶべきではなかった。
- 証言から明らかになった確認の状況は、顔認証確認に関する研究で記録された現実と一致しており、主に若い黒人男性および北アフリカ系の男性を対象としている。
- 操作中に行われた無線交信および警察官の勤務中に参照された指名手配者ファイルの身元リストに関する請求に対して、警察本部は、そうしたリストを作成することは不可能であり、無線の録音は62日後には利用できず、警察官はボディカメラを装備しておらず、SNCF駅のビデオ監視映像は72時間しか保存されないと説明した。
- 控訴人が2017年3月21日に提出した苦情に対して何の対応も取られておらず、これは当局が人種差別の申し立てに対して効果的に調査する手続上の義務および欧州人権条約に基づくアクセス権に関連して疑問を生じさせる。
- 確認を正当化するために警察官および警察本部長が提供した説明は、確認を客観化する困難さを示しており、本件においては、国際列車から降車する乗客に対するプラットフォーム上での確認であったことから、説得力に欠ける。

検察官は、X氏に対する確認は、国家司法代理人の報告書で示された差別と無関係な客観的要因の組み合わせに基づいており、重大な過失は存在しないと結論づける。

身元確認は、2017年2月21日付のパリ検察官の書面による要請に基づき、刑事訴訟法第78-2条第6項に則って実施された。この要請は、2017年3月1日午後3時から午後9時まで、パリ・ノール国際駅構内、ユーロスターおよびタリスゾーンを含む区域において、テロ行為、武器犯罪、窃盗および麻薬犯罪の実行者を捜索する目的で、視覚検査および手荷物検査を伴う身元確認を実施することを求めたものである。

この文脈において、警察は関係者の行動にかかわらず身元確認を実施することができる。

刑事訴訟法第78-2条および第78-2-2条の合憲性に関する予備的質問に対して、憲法評議会は2017年1月24日に次のように判示した。すなわち、犯罪者の追跡という憲法上の目的は身元確認を正当化することができ、立法府はこの文脈で実施される身元確認が個人の行動に関連

しないことを規定することができるものの、一般的かつ裁量的な身元確認の慣行は、特に移動の自由といった個人の自由の尊重と両立しないとされる。

フランス国内治安法第R. 434-16条は次のように規定している。「法律により身元確認を実施する権限を付与された場合、警察官または憲兵は、確認対象者を決定する際に、身体的特徴や識別可能な徴候に基づいてはならない。ただし、確認を正当化する徴候がある場合はこの限りではない。身元確認は、確認対象者の尊厳を侵害することなく実施されなければならない。保安検査は純粋に安全対策であり、体系的に行われるものではない。（…）状況が許す限り、保安検査は公衆の目の届かない場所で実施されるものとする。」

司法組織法典第L. 141-1条の趣旨に基づき、公的司法サービスがその使命を遂行する能力の欠如を示す事実または一連の事実によって特徴付けられる欠陥から生じる重大な過失は、身元確認が差別的であることが立証された場合に成立すると考えられる。特に、事前の客観的な正当化がないまま、実際または想定される出自に関連する身体的特徴に基づいて実施された身元確認が該当する。

差別の被害を主張する者は、差別の推定を生じさせる待遇の違いに関する事実証拠を提出する責任を負い、必要に応じて行政は、待遇の違いが存在しないこと、またはそれが差別とは無関係な客観的要因によって正当化されることを証明する責任を負う。

X氏は、実際または想定される民族的出自に基づく身体的特徴によって特定される「可視的少数派」に属する同じカテゴリーの人々に対して差別的な理由で実施された身元確認の頻度を示す多数の研究および統計情報を提出している。2017年1月には、権利擁護官が調査報告書を発表し、主に可視的少数派に属する若年男性を対象とした身元確認の実施を確認し、顔認証確認の存在を裏付けた。

2020年6月に発表された2019年の報告書において、権利擁護官の人権擁護観測所は、「黒人またはアラブ系と見なされる若年男性」のプロファイルに該当する人々が、より多くの身元確認を受け、警察との関係が悪化していると報告している。

また、2007年10月から2008年5月にかけて、アメリカのNGOオープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティブの依頼により、法および刑事制度に関する社会学研究センター（CNRSの一部門）の研究者が実施した「警察と可視的少数派：パリにおける身元確認」（Police et minorités visibles: les contrôles d'identité à Paris）という研究は、少し古いものの本件において特に重要である。この研究は、シャトレ駅およびタリス列車エリアを含む北駅の複数の区域など、パリの5つの場所に焦点を当てたものである。調査員は警察に気づかれないよう観察し、現場にいる人々と同期間内に確認された人々との比率を、年齢、性別、肌の色、外見などの基準を考慮して分析した。この調査は37,833人を対象とし、確認を受けた人々のうち57.9%が白人、23%が黒人、11.3%がアラブ系、4.3%がアジア系であった。データが収集された525件の確認のうち、119件は北駅のタリスエリアで行われたものであり、5つの調査地点すべてにおいて、黒人が白人よりも高い割合で確認を受けていることが示された。タリスエリアにおける黒人が確認される確率は白人の5.6倍、アラブ系の場合は5.5倍であった。

国家司法代理人の主張に反して、控訴人が提出した13の陳述書のうち、1つ（証拠番号13）は署名がなく、1つ（証拠番号5）は日付が記載されておらず、1つは刑法第441-7条に定められた情報が含まれていないが、他の陳述書はすべてフランス民事訴訟法第202条の規定に完全に準拠している。いずれにせよ、これらの規定は無効とされるものではなく、事件を審理する裁判官が、当該条項の規定に準拠していない陳述書が十分な信憑性を提供しているかどうかを判断する裁量を有する。本件においては、これらの陳述書は、審理時期に近い時期に、非定型的な形で自然に作成された若い同級生によるものであり、十分な保証があると認められる。これらの陳述書は、関係者の同級生および彼らを監督する教育担当者によって作成されたという理由だけで、利害関係の共同体に属する者または従属関係にある者によるものであるとして非難されることはない。むしろ、彼らは争点となっている身元確認の直接の目撃者であった。

学校旅行を担当した教師は、クラスが13人の女子生徒と5人の男子生徒（年齢は17歳から18歳）で構成されていることを指摘した。5人の男子生徒のうち、3人は北アフリカ系、1人はマリ系、1人はコモロ系であり、13人の女子生徒のうち、6人は北アフリカ系、1人はハイチ系、5人は「黒人アフリカ系」、1人はルーマニア系であった。

Y氏の身元確認に関して、教師は自身の陳述書で、生徒たちは徐々に列車から降り、駅構内へ向かって一列で歩いていたこと、最後の生徒が列車を降りたときに、彼が警察官に穏やかに確認を受け、身元確認後に解放されたのを目撃したことを述べた。また、その生徒は「自分が出自のために確認されたことに腹を立てている」と語った。教師はさらに次のように付け加えた。「私たちの隣を歩いていた女性が、『私は白人で、女性で、よく北駅に来るが、今まで一度も確認されたことがない。これは人種差別の結果だ』と話した。」現場にいた生徒たちは教師に呼ばれてグループに合流し、警察官の特別な行動については報告しなかった。

他の2人の生徒の身元確認に関して、教師は次のように述べた。

「ホームに到着すると、X氏とZ氏が3人の警察官に囲まれているのを見ました。X氏は警察官と激しいやり取りをしており、Z氏の足元にはスーツケースが開いたままでした。私は怒りながら近づき、学校旅行のたびに同じことが繰り返されると伝えました。私は、これが初めて生徒たちが確認を受けたわけではないことを説明し、彼らは何をしたのかを尋ねました。警察官たちは『私たちは仕事をしているだけだ』と繰り返しました。この言葉を繰り返していたのは、Z氏の隣に立っていた警察官で、彼はZ氏のスーツケースの確認をやめ、実際に閉じました。この警察官は比較的冷静でした。その後、X氏の左側にいた警察官が『あなたが私たちの仕事を疑うなら、こちらあなたの仕事に疑いがある』と言い、『生徒たちに確認を受けさせたくないなら、グループの先頭に立っているべきだ』と説明しました。その警察官は一歩後ろに下がり、無線で誰かに連絡した後、皆の前で『この生徒には前科があるから確認したのだ』と発表しました。その瞬間、X氏の顔に屈辱の色が浮かぶのが見えました。彼は私の到着で少し落ち着いたものの、再び怒りを露わにしました。彼は再度その警察官に抗議し、他の生徒たちも声を上げ始めました。私は、このままでは拘束される可能性があると感じ、全員にその場を離れるよう指示しました。生徒たちは私に従い、警察官たちは私たちを解放しました。」

同行していた大人は、Y氏が列車を降りた際に確認を受けた場面を目撃し、その後駅構内でグループに合流した。そして次のように述べた。「クラスの5人の男子生徒のうち3人が同時に確認されたことは不可解です。警察官たちは彼らに無礼な態度で接し、アムステルダムから帰ってきたことを理由に確認を正当化していました。」

1人目の生徒は次のように述べた。「2人の警察官は、Z氏とX氏に広告掲示板の前で背を向けて立つよう命じ、荷物を地面に置かせて確認を実施しました。この2人の警察官は言葉遣いが荒く、教師と2人の同級生に対して非常に攻撃的でした。周囲には多くの人がいたのに、無作為に選ばれたわけではなく、2人の黒人と1人のアラブ系の生徒だけが確認されました。」2人目の生徒は次のように述べた。「X氏は『俺が黒人でXという名前だから確認しているんだろ』と言いました。クラス全体の中で確認されたのは3人（2人の黒人と1人のアラブ系）だけで、なぜ他の乗客や生徒は確認されなかったのか疑問です。」3人目の生徒は次のように述べた。「警察は彼らの身元確認を行い、IDカードを確認しましたが、特に問題が見つからなくても彼らを拘束していました。」4人目の生徒は次のように述べた。「その時、教師が到着し、非常に不満そうにしていました。なぜなら、彼女が学校旅行を企画するたびに生徒たちが確認されるからです。」5人目の生徒は次のように述べた。「私はX氏に充電器を渡そうと近づいたところ、警察官に非常に無礼な態度で『どけ』と言われました。」6人目の生徒は次のように述べた。「最も深刻だったのは、B先生が警察官と口論した場面です。警察官たちは、生徒たちが何もしていないにもかかわらず、きちんと確認が終わるまで解放しようとしませんでした。」

Z氏自身は次のように述べた。「突然、警察官が友人の腕を掴み、『広告掲示板の前で確認を行う』と言いました。私たちはなぜ確認されるのか理解できませんでした。彼らは『仕事をしているだけだ』と言い、友人が警察に知られているかどうか質問し始めました。確認中、彼らは私たちにスーツケースを開けるよう指示し、アムステルダムから来たと思ったからだと言いました。その後、教師が『何が起きているのか』と尋ねると、警察官は教師に詰め寄りました。」

その結果、北駅のタリス列車エリアで、列車を降りた最初の生徒と駅構内の2人の生徒に対して同時に実施された確認は、18人の生徒グループのうち、13人が女子生徒である中で、コモロ系、マリ系、モロッコ系の3人の若年男性に対して行われたものであり、証人が指摘するように、同じ列車に乗っていた「可視的少数派」に属さない人物が同時に確認された形跡はなかった。

これらの要素は、確認対象者の身体的特徴、特に出自、年齢、性別が確認の実際の原因であることを示す証拠となり、差別の存在を示唆する待遇の差異を浮き彫りにしている。

Y氏に対する確認は、特定できない警察官のチームによって実施された。警察の地方管区本部長 (commissaire divisionnaire de police) によると、タリス列車の到着時には複数の部門による多くの確認が行われており、この確認の具体的な状況についての説明はできなかった。

Z氏およびX氏は2017年3月17日に確認を受けたが、3月21日に内務大臣に対して行われた照会には回答がなされず、確認を実施したチームの責任者であるA准尉 (brigadier A) による報

告書は、2017年4月13日付の国家への召喚状の後、2017年4月27日になって初めて作成された。A准尉は次のように記述している。

「午後8時頃、ブリュッセル発タリス列車のホームに到着した際、25歳前後の2人の人物が大きな鞆を2つ所持しているのを目撃しました。（...）現在の状況、および首都での一連のテロ行為とタリス路線における麻薬取引の蔓延を考慮し、これら2人に対して身元確認を実施することを決定しました。この2人を確認する際、私は彼らが学校グループに属していることに気づきませんでした。彼らは他のグループから離れて立っていました。旅行鞆の中身を確認するために、私たちは鞆の中身を見せるよう求め、彼らは抵抗することなく応じ、『自分たちの街では確認に慣れている』と説明しました。」さらに准尉は、顔認証確認に抗議し、攻撃的な口調で話していた教師に対して、「自身の休暇中にあらゆる民族出身の人々に対して複数の身元確認を実施しており、これは決して差別的な基準に基づくものではない」と説明したと述べた。

身元確認や拘束が伴わない限り、確認は正確に記録または特定されず、どこにも記録されないため、追跡することはできない。

警察本部は、当時、警察のファイル検索方法により、特定のチームによる確認対象者の身元リストを作成することは不可能であり、無線記録を参照する以外には方法がないと説明した。また、警察官はボディカメラを装備しておらず、SNCF駅のビデオ監視映像は72時間しか保存されないことも述べた。

しかし、内務大臣が確認実施後5日以内に身元確認の理由を説明するよう求められた際、警察本部は、効果的な調査要件を満たすために、欧州人権裁判所が人種差別の申し立てにおいて定義する基準に基づき、警察官の証言および利用可能な視聴覚記録や無線記録を速やかに収集するべきであった。しかし、権利擁護官への回答で認めているように、無線記録は62日間利用可能であったにもかかわらず、警察本部はこの義務を果たさず、3人の警察官が関与していたにもかかわらず、1人の警察官の証言しか収集しなかった。

警察准尉が自身の報告書で、他の人物を確認しなかったと述べているだけでは、待遇の差異が存在しなかったことを示す十分な証拠とはならない。

身元確認のために提示された客観的かつ非差別的な理由は、2人の個人が大きな鞆を所持しており、他の者とは離れて立っており、年齢が25歳程度と見なされたことであった。

しかし、彼らは実際には18歳であり、18人の生徒から成るクラスの一員として教師および助手に同行していたため、孤立していたり、取り残されていたわけではない。同じ列車から降車し、出口に向かっていたことを考慮すると、彼らが2つの大きな鞆を所持していた可能性も低い。これは、欧州機関を見学するための学校旅行がわずか2日間であったことから明らかである。

この報告書は、事件発生から2か月後、内務大臣への苦情および重大な過失について国家の責任を問うための召喚状の発行後に作成されたものであり、公式な報告書としての証拠価値を持たず、確認対象者の出自とは無関係な客観的要因によって正当化された待遇の差異を立証するには不十分である。

警察地方管区本部長（*commissaire divisionnaire de police*）である『ブリガード・デ・レゾー・フランシリアン』の責任者は、2人の生徒がグループやクラスの一員であることが

確認されなかったこと、または大きな鞆がアサルトライフル型の武器を隠す可能性があることを理由として、事後的に確認を正当化することはできなかった。なお、A氏自身も後者については言及していない。

結局のところ、控訴人は差別の推定を生じさせる事実上の証拠を提供したが、国家司法代理人 (agent judiciaire de l' Etat) は、待遇の差異が存在しなかったこと、またはその差異がいかなる差別とも無関係な客観的要因によって正当化されることを証明することができなかった。したがって、本件の身元確認は差別的なものであり、国家の重大な過失を構成するものと判断される。

因果関係および損害

X氏は以下のように主張する：

- － 自身の想定される出自が警察の疑念の根拠とされ、非行または犯罪性の指標と見なされることは屈辱的である。
- － 北駅において、クラスの全生徒および他の乗客の前で実施された身元確認および手荷物検査により、さらに屈辱感を味わった。
- － 被った非財産的損害は、30,000ユーロの賠償を正当化するものである。

国家司法代理人 (agent judiciaire de l' Etat) は、請求された金額が過大であり、精神的損害の証拠によって裏付けられていないことを指摘した。

身元確認以外に、控訴人は保安検査および視覚的な確認を受けたが、手荷物の搜索は実施されていない。

被った非財産的損害については、当該確認が控訴人に与えた個人的影響の程度を評価するための文書による証拠が存在しないこと、ならびに本件審理で提出された証拠に照らし、1,500ユーロの支払いによって補償されるべきである。

訴訟費用および弁護士費用

控訴審における訴訟費用は、敗訴者である国家司法代理人が負担するものとし、さらにフランス民事訴訟法第700条に基づき、控訴人に対して2,000ユーロの支払いを命じる。

これらの理由により、

裁判所は、

X氏が提出した証拠番号82および83を審理から除外する。

内務大臣の責任を免除した部分を除き、第一審判決をすべての内容において支持する。

再度の判決として、

国家司法代理人 (agent judiciaire de l' Etat) に対し、X氏に対して非財産的損害の補償として1,500ユーロの支払いを命じる。

国家司法代理人に訴訟費用の負担を命じる。

国家司法代理人に対し、民事訴訟法第700条に基づき、Z氏に対して2,000ユーロの支払いを命じる。

書記官

裁判長

翻訳：弁護士 井桁大介（下訳は ChatGPT 4 oを利用した。）